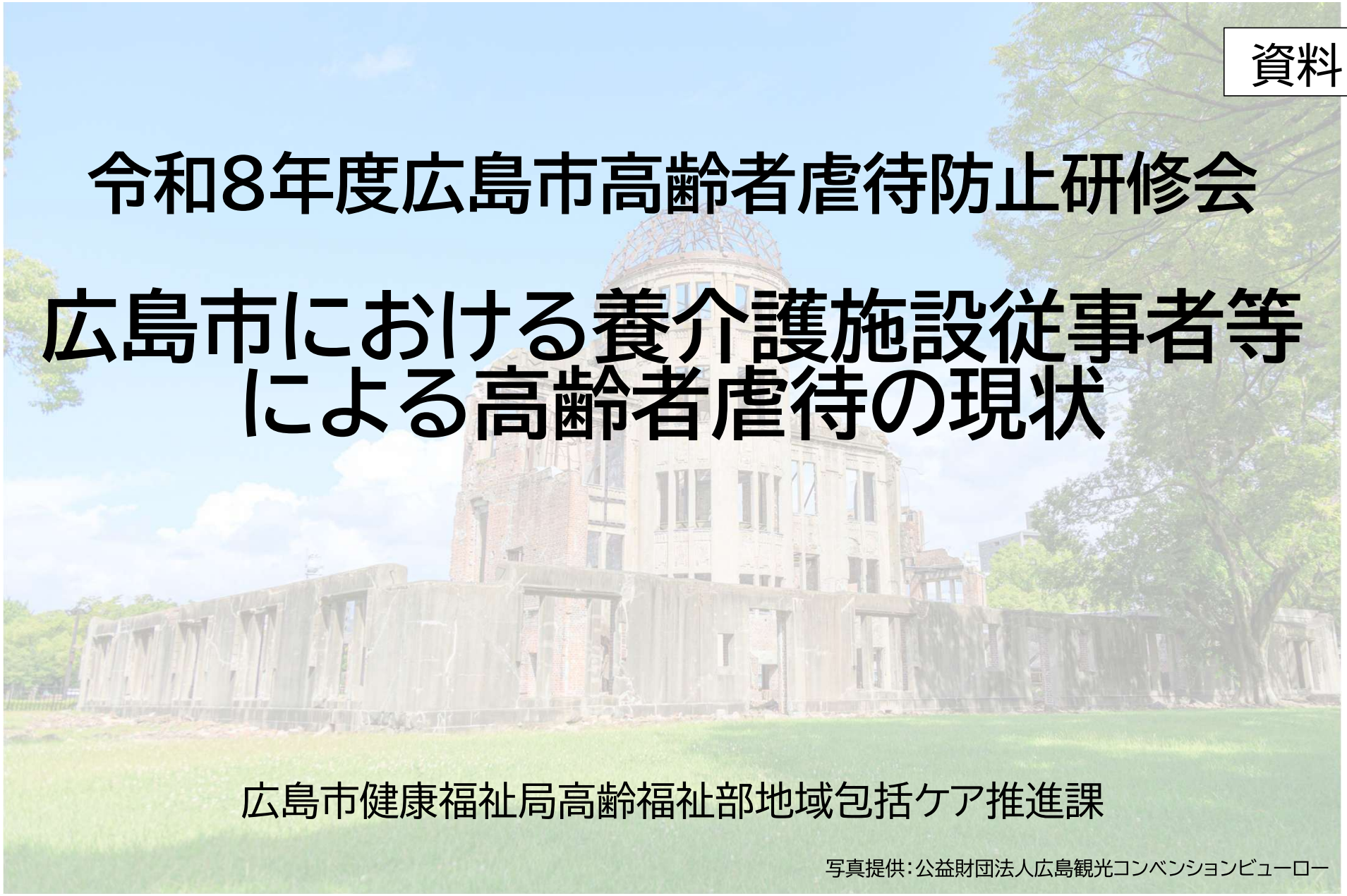
資料1

令和8年度広島市高齢者虐待防止研修会

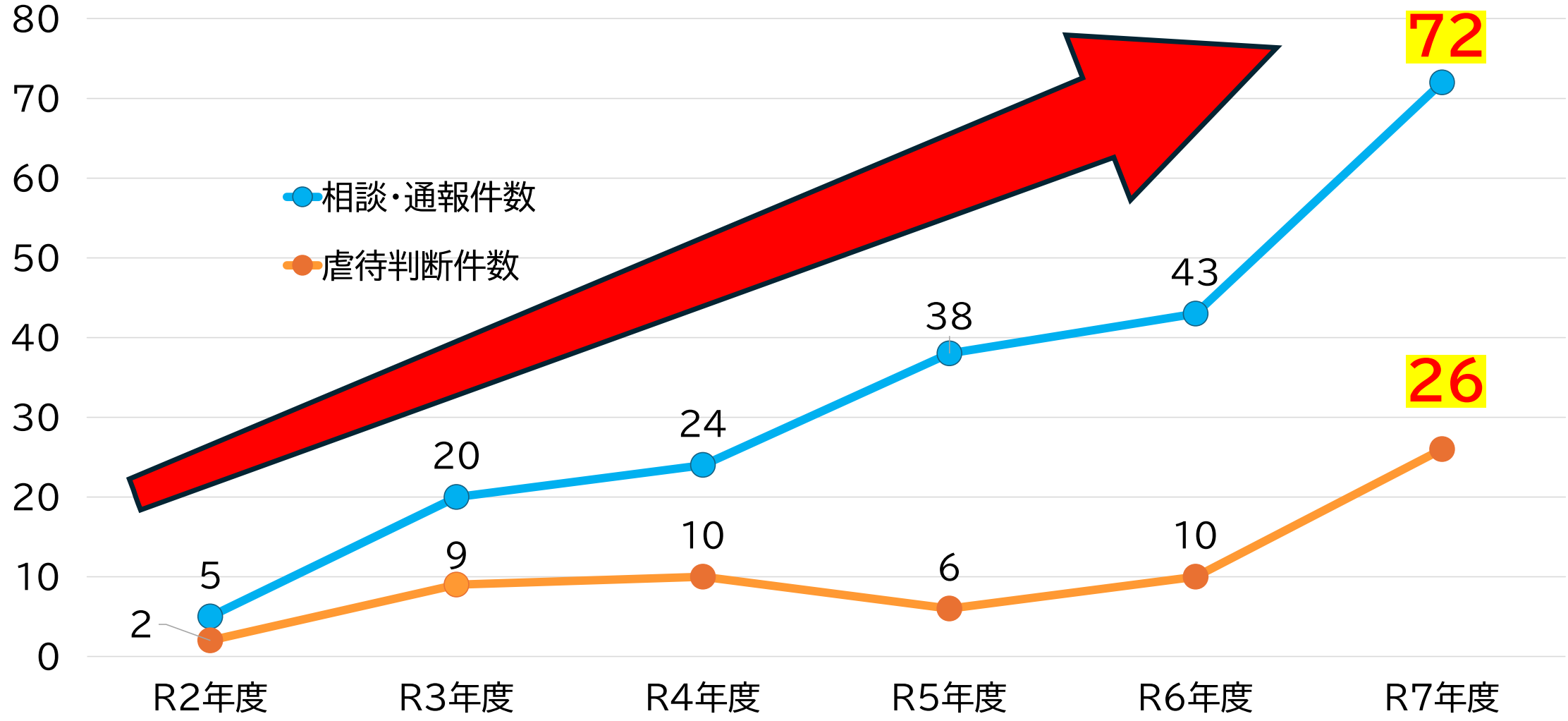
広島市における養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状



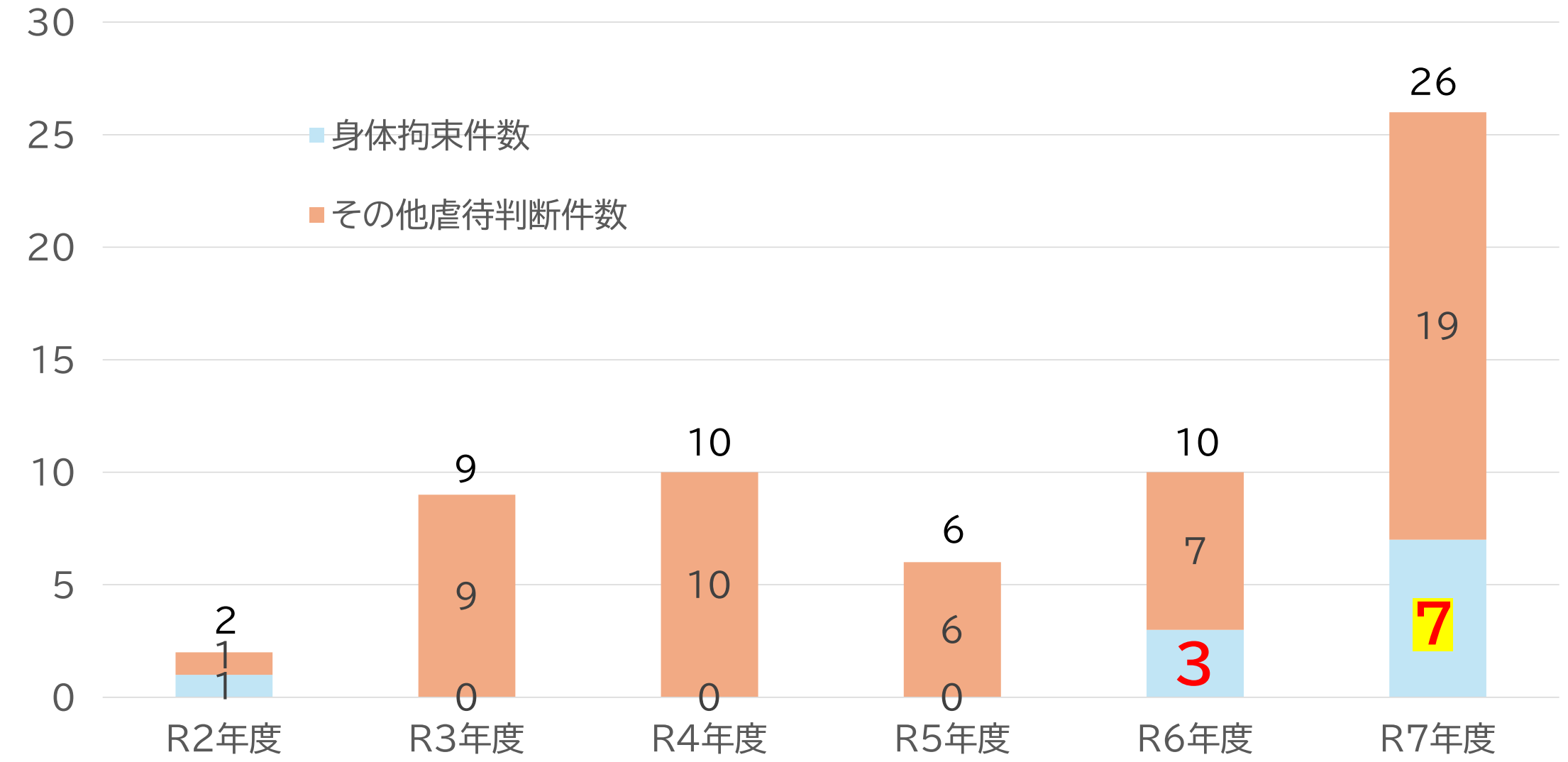
広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課

写真提供：公益財団法人広島観光コンベンションビューロー

1　本市の「虐待相談・通報件数」と「虐待判断件数」の推移



2 「虐待判断件数」のうち「身体拘束」が占める割合



３　本市で発生した身体拘束の事案

・　ベッド柵のPバーを閉めて、高齢者が出られないようにした。

・　適正な手続きを行わずに、四点柵やミトン、つなぎの着用を行った。

・　夜間、居室のドアを紐で縛って、内部から出られないようにした。

・　弄便してしまう高齢者に食事介助を行う際、腕を縛って介助した。

等

４　身体拘束廃止に向けて現場が抱える葛藤（事前アンケートより）

身体拘束がよくないことは分かっている。でも…

家族から求められたら断われない…

人手不足なのだから仕方がない…

他に方法が思いつかない…判断に迷う…

どこまでが身体拘束になるのか…

転倒・骨折をさせたらどうしよう…安全管理だから仕方がない…

ノウハウがないからどう取り組めばよいのか分からない…

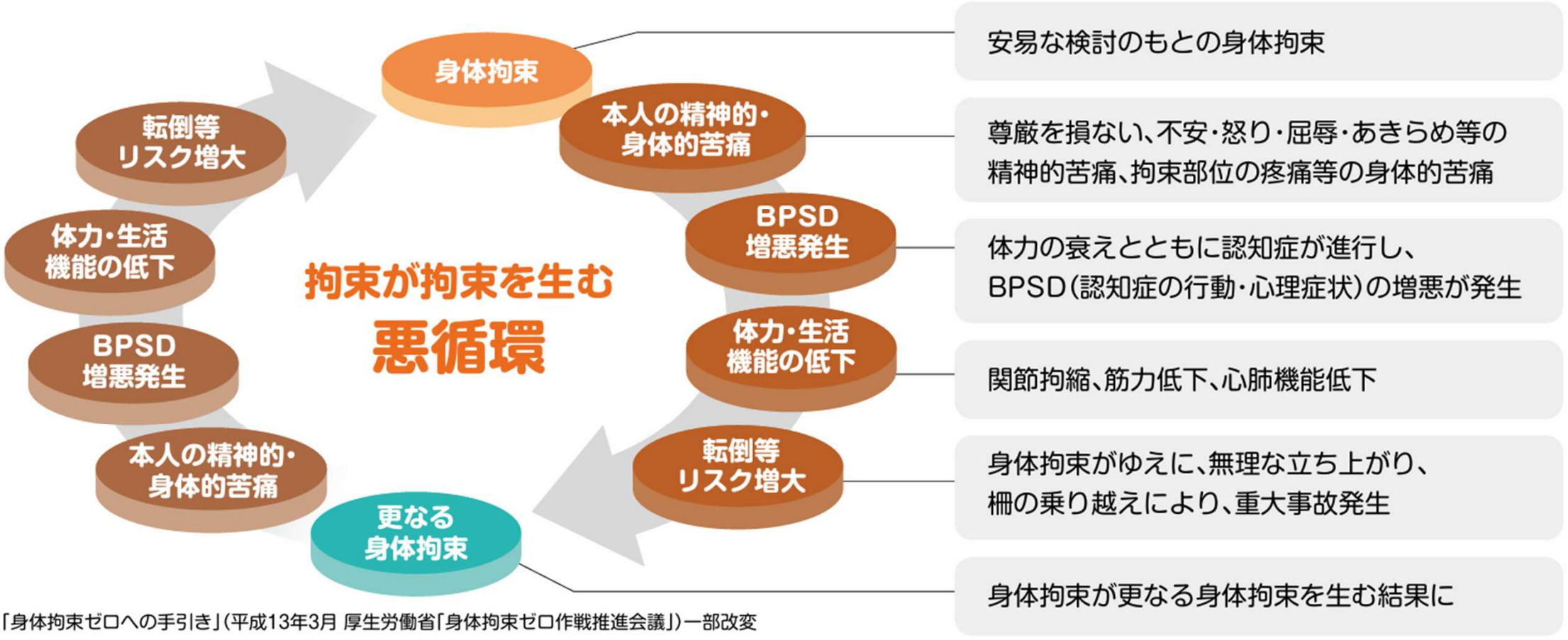


5　身体拘束がもたらす多くの弊害

身体的障害	⑴　関節拘縮、筋力低下、四肢の廃用症候群といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生等の外的弊害 ⑵　食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下等の内的弊害 ⑶　拘束から逃れるために転倒や転落事故、窒息等の大事故を発生させる危険性
精神的障害	⑴　本人は縛られる理由も分からず、人間としての尊厳を侵害 ⑵　不安、怒り、屈辱、あきらめ等の精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発 ⑶　拘束されている本人の姿を見た家族に与える精神的苦痛、混乱、罪悪感や後悔
社会的障害	⑴　看護・介護職員自身の士気の低下 ⑵　施設・事業所に対する社会的な不信、偏見を引き起こす ⑶　身体拘束による本人の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、更なる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響を及ぼす

出典：「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」令和7年3月　厚生労働省老健局

6　拘束が拘束を生む「悪循環」



「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）一部改変

出典：「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」令和7年3月　厚生労働省老健局

7　本日の研修の目的

身体拘束の廃止・防止に向けて何ができるのかを考える

